



平成24年3月

北海道 砂川市

第1章 都市計画マスタープランの概要	1
第2章 基礎資料の整理	3
1. 現況と課題	4
2. 上位・関連計画の概要 からの方向性	10
第3章 全体構想	11
1. 将来目標の設定	12
2. 将来都市構造	14
3. 砂川市都市計画の方針	17
4. 都市づくりの推進方策	30
第4章 地域別構想	33

1. 都市計画マスタープランの概要

1. 都市計画マスタープランの概要

(策定の目的、位置づけ、目標年次、策定の流れなど)

・都市計画マスタープランとは、平成4年の都市計画法の改正により、都市計画法第18条の2(市町村の都市計画に関する基本的な方針)が創設されたことを受け、都市計画区域を有する市町に義務づけられた計画で、砂川市都市計画マスタープランは平成15年3月に策定されました。

その後、砂川市第6期総合計画の策定や上位計画である北海道都市計画区域マスタープラン(整・開・保の方針)の見直しが行われ、また、日本全体の人口が減少期に入ったことや景気の低迷が続くなか、都市を運営して行くうえで「量から質への転換」、「地方分権=自己責任」、「官主導から民主導へ」等がより一層求められることから、これらとの整合性を図るため見直しが必要となりました。

・近年の本市をとりまく社会経済情勢は大きく変化し、少子高齢化、中心市街地の空洞化や住民の価値観の多様化等が顕著となってきています。そのため、本市の現状と背景を踏まえ、これからの砂川市の都市づくりを市民と行政が一体となって進めていくための基本的な方針として、以下の事を目的に策定いたします。

- ① ゆとりと豊かさを実感できる人間居住の場としての個性的で快適な都市づくりを進めるため、都市の将来目標を具体的に示します。
- ② 目指すべき将来目標を明示することにより、市民の都市計画に対する理解を深め、都市計画事業や規制・誘導への協力・参加を容易にします。
- ③ 砂川市の定める都市計画は、都市計画マスタープランに即したものでなければならぬことから、都市計画に係る各種の施策を総合的・体系的に展開していく指針となります。

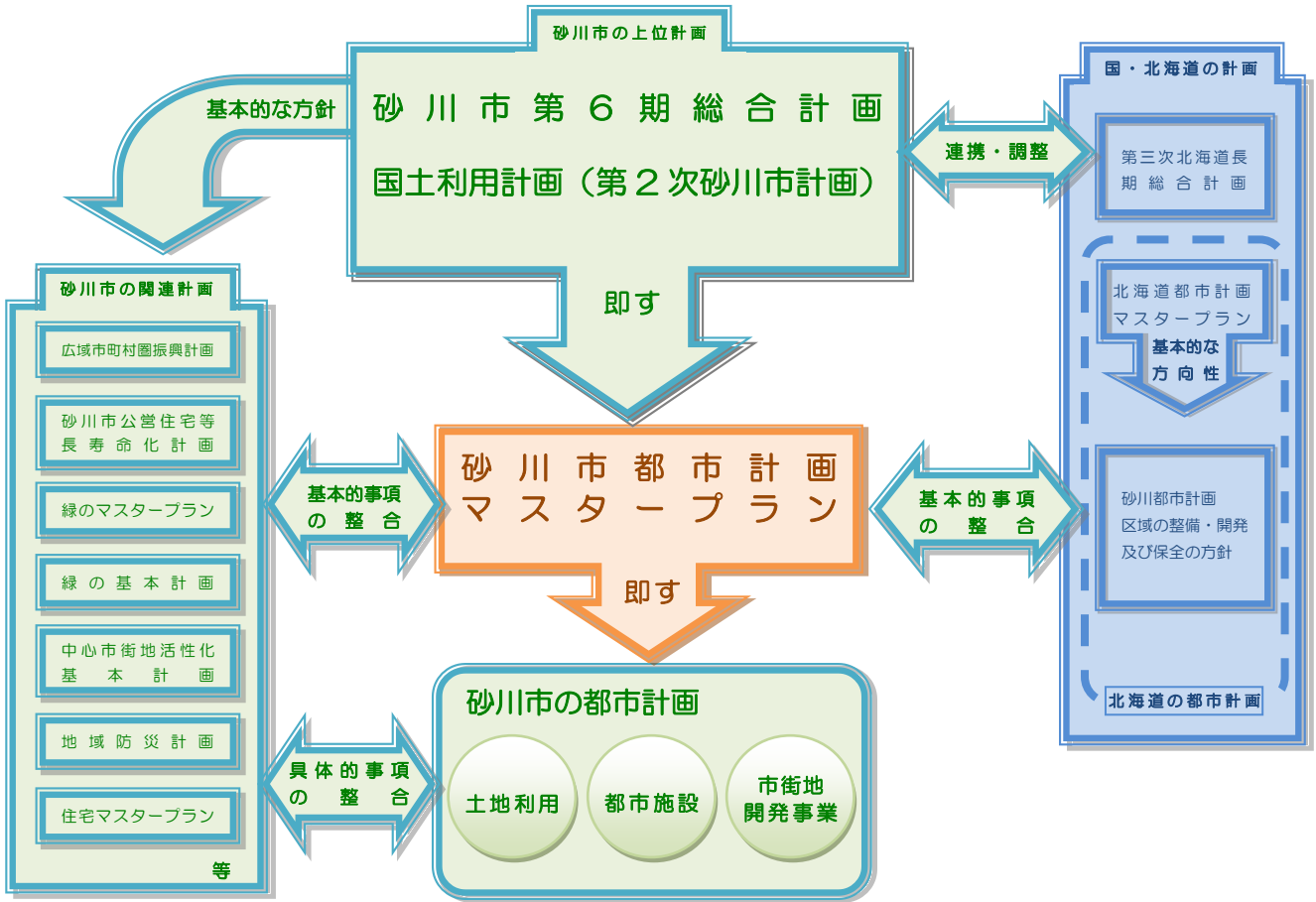
・本計画は、「砂川市第6期総合計画」(以下「総合計画」という。)及び「国土利用計画(第2次砂川市計画)」(以下「国土利用計画」という。)の基本構想に即するとともに、国や北海道における諸計画と基本的に整合が図られた都市計画における基本的方針とされていることから、土地利用、市街地開発、道路、公園、下水道、景観や市民参加など、今後、本市が定める都市計画や都市づくりの方向性を定めるものとして位置づけられます。

・本計画の対象区域の設定については、都市計画に係る各種の施策を総合的・体系的に展開していくための「将来的な都市づくりの基本方針を示す」という本計画の目的から砂川都市計画区域(約2,194ha)を基本とし、都市計画区域に隣接して都市計画的な施策を計画する必要がある場合、また、これ以外の区域であっても本市の都市づくりに重要となる地域・施設については本計画の対象と考えるものとします。

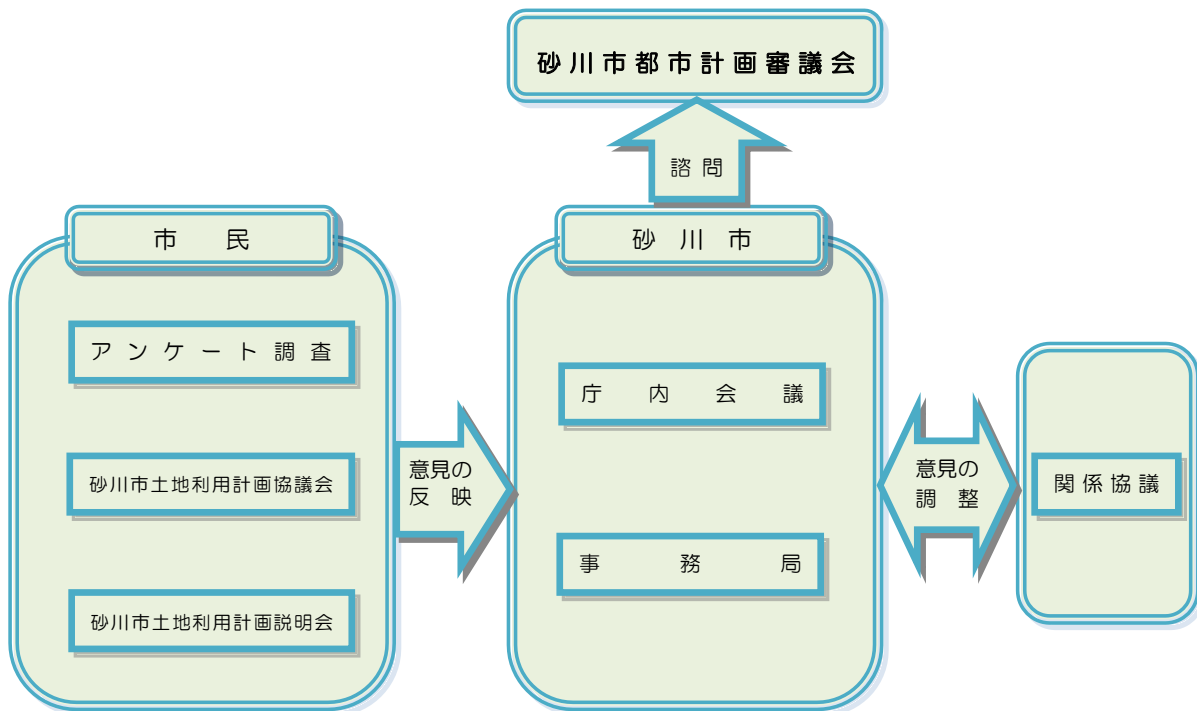
本計画の期間については、総合計画や国土利用計画との整合性を図るために、平成32年度(西暦2020年)までを目標年次として設定します。

1. 都市計画マスタープランの概要

【位置づけ】



【策定の流れ】

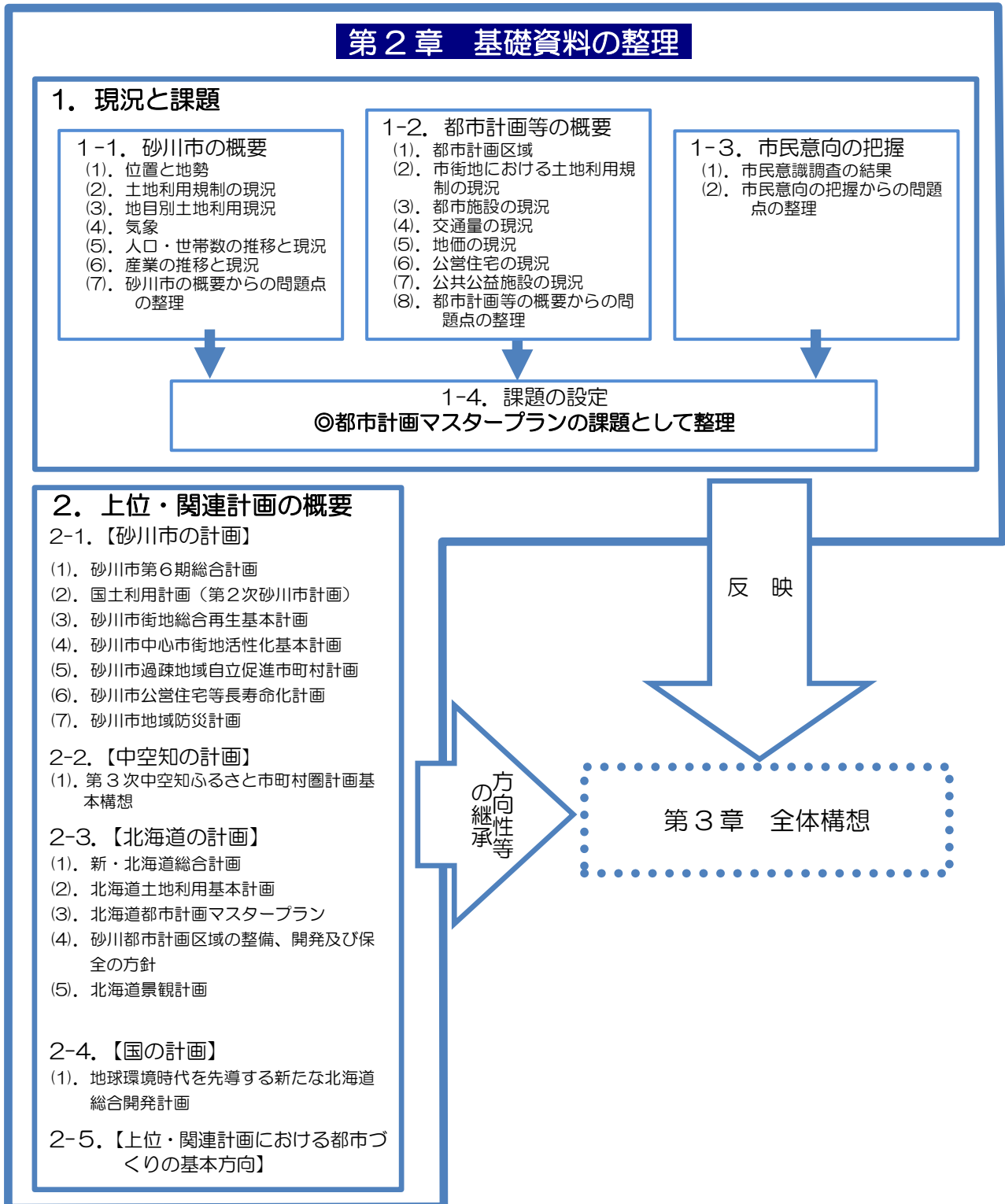


2. 基礎資料の整理

2. 基礎資料の整理

(砂川市の概要、都市計画等の概要、市民意向の把握、上位関連計画の概要など)

- ・第2章では、砂川市や都市計画等の概要及び市民意識調査から、現況における「問題点の抽出」と都市計画としての「課題の設定」を導く事や、本計画を策定するうえでの上位・関連計画から引き継がれるもの、整合を図るもの等の基礎資料について以下のフローによりまとめていきます。



2. 基礎資料の整理

1. 現況と課題

1-1. 砂川市の概要からの問題点の整理

①人口・気象について

- ・砂川市における戦後の人口推移は、産業形態の変化に大きく左右されていますが、日本全体の傾向と同様に、団塊の世代（昭和22～24年生まれ）をピークに少子化は今日まで緩やかに進行する一方で平均寿命が延びたため、ながらく人口増加あるいは微減で推移してきた経緯があります。当面、幼少年人口の自然増(出生)は、増加する高齢人口による自然減(死亡)を上回することは難しく、結果として人口減少は避けられないことから、急激的な人口減少を抑制するためには生産年齢人口を如何に維持していくかの方策が求められています。又、用途地域内人口の減少から世帯数の減少も想定され、空き家・空き部屋化も進行していると思われます。
- ・気象については、治水対策がかなり進んできていますが、世界的な異常気象等による想定外の災害の恐れもあることから、引き続き注意が必要と思われます。

②産業について

- ・基幹産業である農業従事者の減少がつついており、TPPの問題など厳しさはさらに増すことが予想されます。林業では国産木材市況の低迷などにより森林の荒廃が懸念されています。
- ・工業では食品製造業は業績を向上させていますが、事業所・従業者数とも減少が止まりません。
- ・商業でも中心市街地活性化基本計画に基づき、元気なお菓子屋さんを先頭に様々な知恵をしぼり、まちの活性化を目指していますが、商店街全体としての結果はなかなか見えてきません。
- ・観光については、順調に推移していますが、身近で手軽な観光施設との利点を活かしたりピーター対策や市街地に来訪者をいかに引きこむかが重要と思われます。
産業総体としては各業種相互の関連性を深めた、六次産業など裾野をひろげる連携・工夫が求められています。

①、②より問題点として整理します。

【問題点】

- a) 人口減少と少子高齢化が進んでいる。
- b) 市街地内の空き家・空き部屋が増加している。
- c) 大雨や集中豪雨など、都市災害の懸念がある。
- d) 農業が縮小し厳しさが増してきている。
- e) 林業が衰退し森林荒廃が懸念される。
- f) 企業誘致が不振である。
- g) 商店街の空き店舗が増加し賑わいが喪失している

2. 基礎資料の整理

■都市計画マスタープランへの課題としては、以下に整理されます。

【課題点】

①まちなか居住の推進(a、 b)
②災害に強い都市構造の検討(c)
③農地、林地の保全・活用(d、 e)
④産業振興に資する規制・誘導の検討(f)
⑤中心市街地の活性化への対応(g)

1-2. 都市計画等の概要からの問題点の整理

①土地利用について

- ・都市計画区域については、昭和44年に2,194h aで決定して以来変更されていませんが、産業形態の複合化などに伴い都市計画区域外である山間部などで都市的利用に準ずる箇所が出てきています。
- ・用途地域については、平成4年に現在の1,159h aが決定され、その後平成7年の都市計画法の改正により用途地域が細分化されております。総人口の減少に伴い、用途域内人口も減少し、あらたな開発動向も見られない事から、低・未利用地が増加傾向にあります。
- ・その他規制については、用途地域を踏まえた準防火地域、高度利用地区、特別用途地区が適切に設定されていますが、一部の白地地域に都市的土地利用が見られます。

②都市施設について

- ・都市計画道路については24路線が計画決定され、概ね順調に整備されてきていますが、市街地中心部に交通アクセス等に不便な箇所や市街地外周部を主に、長期未改良の路線も9路線あります。
- ・公園緑地については、市民一人あたりの面積は十分確保されていますが、供用開始から30年以上経過したものが大半で、施設の老朽化が見られます。
- ・その他施設のうち、公営住宅については半数近くが築年度から30年以上経過し老朽化が見られます。

①、②より都市計画マスタープランの問題点として整理します。

【問題点】

- a) 都市計画区域外、用途白地地域での都市的利用が見られる。
- b) 用途域内で低・未利用地が増加している。
- c) 市街地中心部に交通アクセス不良がみられる。
- d) 長期未着手の都市計画道路がある。
- e) 街区公園施設の老朽化がみられる。
- f) 公営住宅の老朽化が見られる。

2. 基礎資料の整理

■都市計画マスタープランへの課題としては、以下に整理されます。

【課題点】

①用途地域外での土地利用規制の検討(a)
②土地利用の変化等による用途地域見直しを検討(b)
③都市計画道路の見直し検討(c、 d)
④公園施設の長寿命化検討(e)
⑤公営住宅の改築・更新の検討(f)

1-3. 市民意向の把握からの問題点の整理

【問2】「まちづくりの満足度・重要度」において、過去の実績である「満足度が低い」項目と今後のまちづくりでの「重要度が高い」項目との関連から市民ニーズの優先度が推測され、市民が考えている問題点を以下のように抽出することができます。

満足度が低かった順位	重要度が高かった順位	市民ニーズのポイント	施策
1	3	2	雇用の確保・拡大と労働環境の充実
2	4	3	商店街の活性化と中心市街地のにぎわい
3	7	5	地元企業の育成と活性化・新規企業の誘致
5	5	5	高齢者医療保険制度の充実
6	6	6	冬道の除雪状況
9	2	6	高齢者福祉の充実
4	9	7	介護保険制度の充実
8	13	11	砂川の知名度アップ
10	11	11	計画的で健全な財政運営
11	20	16	国民年金制度の周知・推進
19	15	17	障害者福祉の充実
13	23	18	民間活力導入による、まちづくりの推進
14	22	18	近隣市町との連携強化
15	26	21	消費者を保護するための相談体制の充実
17	24	21	観光産業の発展やイベントの充実
18	28	23	生活困窮者支援の充実
45	1	23	医療体制の充実
33	17	25	犯罪の未然防止策
50	10	30	消防・救急体制の充実
49	12	31	良質な水道水安定供給
47	16	32	ごみの減量化やごみ処理施設の整備
7	-	-	農林業における生産力・ブランド力の向上
12	-	-	効果的で効率的な行政運営
16	-	-	地域における福祉支援体制づくり
20	-	-	心身に障害を持つ児童の就学支援の充実
-	8	-	児童福祉・子育て支援の充実

※ 市民ニーズのポイント（砂川方式）とは、設問の施策51項目で「満足度が低い」順位と「重要度が高い」順位を足して2で割った平均順位(四捨五入)を言い、ポイントが低いほど優先度は高いと判定します。

2. 基礎資料の整理

■ 抽出された項目(20ポイント以内)

- ・雇用の確保・拡大と労働環境の充実
- ・地元企業の育成と活性化、新規企業の誘致
- ・冬道の除雪状況
- ・介護保険制度の充実
- ・計画的で健全な財政運営
- ・障害者福祉の充実
- ・近隣市町との連携強化
- ・商店街の活性化と中心市街地のにぎわい
- ・高齢者医療保険制度の充実
- ・高齢者福祉の充実
- ・砂川の知名度アップ
- ・国民年金制度の周知・推進
- ・民間活力導入による、まちづくりの推進

【問3】「砂川市のイメージ」については、上位の3項目をあわせて解釈すると、「自然豊かで静か・のどかであるが同時に、個性もあまり感じないまち」と言えます。

【問4】「砂川市の住み良さ」についての肯定的意見は74.1%で、問5「砂川市(現在地、他地域をあわせ)に住み続けたい」74.3%とほぼ同じ数字となっています。問5-2「定住を阻害する要因」では買い物、自然の厳しさ、交通など高齢者に関連すると思われる項目が上位を占めています。

【問7】「砂川市の将来像」については福祉、医療の項目を合わせると65.5%となり、高齢化や、改築された市立病院への期待が影響していると思われます。

【問9】「産業の振興について」では魅力ある商店街づくりが一位となっており、関連した【問10】「中心市街地活性化について」では中心市街地の回遊策が一位となっていることから、先ず商業を元気にする中心市街地の再構築が必要との認識が広く市民に広がっていると思われます。

【問11】「道路・交通について」は冬季間の道路の除排雪の要望がとび抜けています。また、バスの便の確保も要望が多く問5-2、問6との関連で、日常買い回りにも苦労している高齢者が増加していることがうかがえます。

【問12】「まちの景観の満足度」について、平成11年調査と比較すると、不満、やや不満の回答が減少していますが、「街路樹などのまち並みの美しさ」以外では同時に満足、やや満足も減少しています。関連した【問12-2】「まちの緑について」では、「現状でよい」、「花を増やす」が多数意見としてあることから、今後は街路樹から花へ、市民が直接参加する緑のイメージアップが必要と思われます。

【問13】「市民参加の考え方」では、「まちづくりに関心がある」、「今後もさらに市民参加を進めていく必要がある」の項目で、肯定的意見が過半数を占めており、様々なかたちでの市民参加を推進する必要があります。

2. 基礎資料の整理

■【問2】から【問13】までを総合的に勘案すると市民意向からのまちづくりの問題点は以下に整理されます。

【問題点】

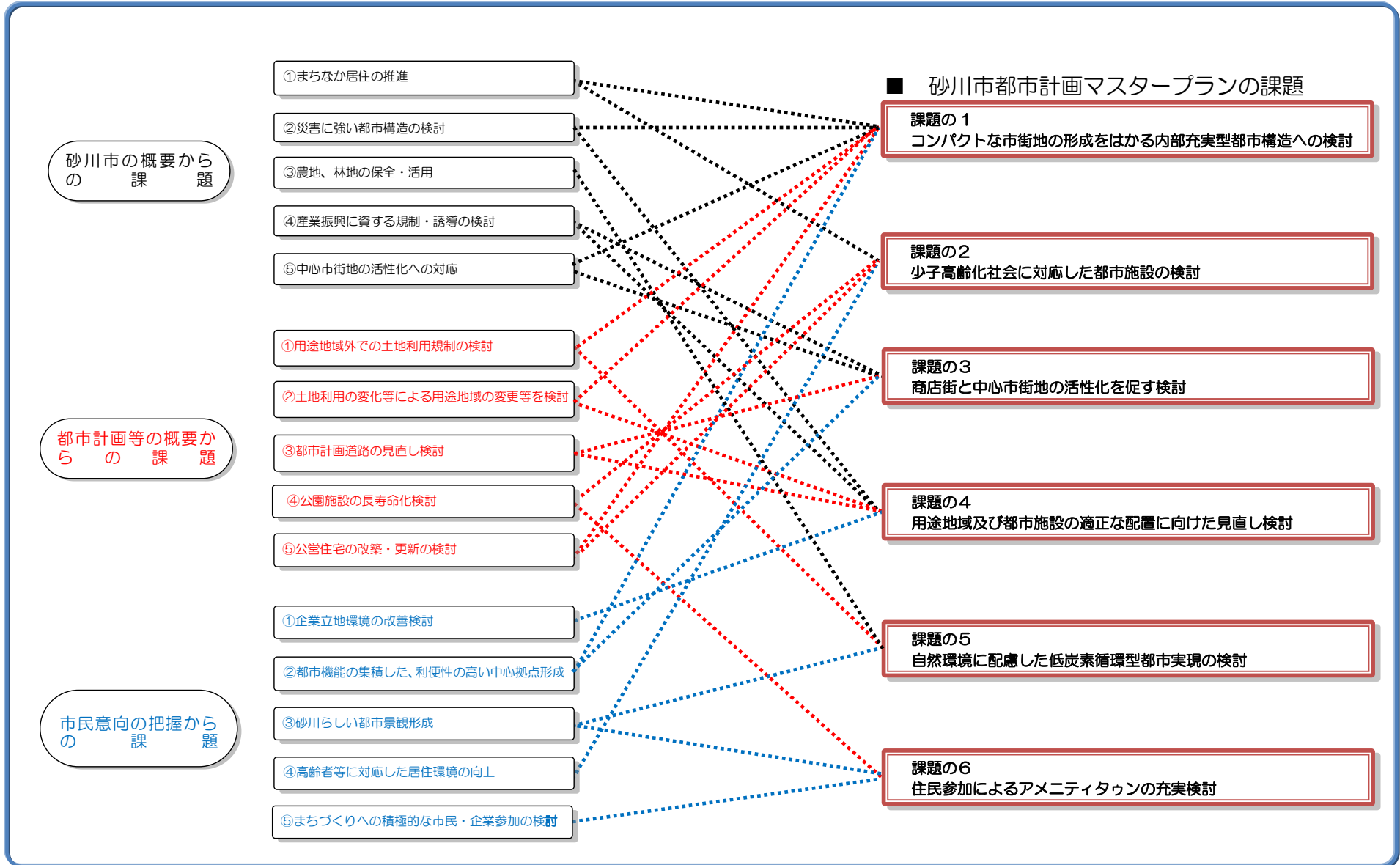
- a) 地元企業の育成や新規企業誘致による雇用の場の確保。
- b) 商店街の活性化と中心市街地の賑わい創出。
- c) 自然豊かで個性のあるまちづくりの推進。
- d) 高齢者の日常生活（買い物・交通、除雪など）に対応する様々な施策。
- e) 市立病院等を核とした広域連携の強化、および砂川市の知名度アップ。
- f) 利便性、回遊性の高い中心市街地の構築。
- g) 民間活力の導入による自然豊かなまちづくりの推進。

■都市計画マスタープランへの課題としては、以下に整理されます。

①企業立地環境の改善検討(a)
②都市機能の集積した、利便性の高い中心拠点形成(b、 e、 f)
③砂川らしい都市景観形成(c)
④高齢者等に対応した居住環境の向上(d)
⑤まちづくりへの積極的な市民・企業参加の検討(g)

1-4. 課題の設定

各課題を項目ごとに整理し、砂川市都市計画マスタープランの課題としてまとめます。



2. 上位・関連計画の概要からの方向性

上位関連計画等における都市づくりの基本方向は総体的にとりまとめると、本計画との関連は以下の通りとなります。

【第3章：全体構想「将来目標の設定」に即す、あるいは反映】

■砂川市第6期総合計画
基本理念・まちづくりの主体は市民であり、主体的な取り組みを基本→都市づくりに対する時代の要請
基本目標・人と環境にやさしいというおいのあるまち→都市づくりに対する時代の要請
 ・やすらぎと豊かさ広がる快適なまち→都市計画の主要理念
基本指標・将来人口を17,000人と設定

■新・北海道総合計画
地域が目指す姿・多様なネットワークに支えられた持続可能で活力ある地域（人口減少や高齢化が進む地域の中心的な都市では、中心市街地の活性化やコンパクトなまちづくりを推進する）→都市づくりに対する時代の要請

■地球環境時代を先導する新たな北海道総合開発計画
主要施策・地球環境時代を先導し自然と共生する持続可能な地域社会の形成（自然共生社会・循環型社会・低炭素社会の形成）
 → 都市づくりに対する時代の要請

【第3章：全体構想「将来都市構造」に継承】

■国土利用計画（第2次砂川市計画）
基本方針・都市的土地利用と自然的土地利用の適切な配置と組み合わせによる調和ある土地利用の推進

都市地域における土地利用の基本方向
 ・住宅地域はまとまりのある市街地形成と街並み景観に配慮した住宅地の確保
 ・商業地域は都市機能の集積、空き地・空き店舗の活用やまちなかへの回遊性確保
 ・工業地域は積極的な企業誘致や周辺の自然環境、住環境に配慮した工業地確保

■北海道土地利用基本計画
基本方向・土地が私たちのための限られた資源であるとともに、生活及び生産活動を通ずる諸活動の基盤であることにかんがみ、その利用は、公共の福祉を優先させ、自然環境の保全を図りつつ総合的かつ計画的に進める。

【第3章：全体構想「砂川都市計画の方針」と整合】

■砂川市関連計画の目標・施策

- ・寄り付きやすい交通環境の形成
- ・地域活性化拠点の形成
- ・砂川らしい都市景観形成
- ・賑わいの創出（都市機能の集積、中心市街地の東西を結ぶ回遊性と利便性向上）
- ・まちなか居住の推進（コンパクトなまちづくり）
- ・交通体系の整備
- ・生活環境の整備（市民の協力・参加による施設維持）
- ・地域の活性化に資する住宅・住環境づくり

■北海道関連計画の目標・施策

- ・生活機能の中心部への集積
- ・行政と住民の協働による都市環境の創造
- ・土地利用や都市施設整備、自然環境の整備または保全に関する主要な都市計画決定に関する方針

